

議会改革の足跡（平成19年～平成23年）

実施年	項目	取組内容
19	一般質問の一問一答方式の試行導入	3月定例会から、一般質問を一括質問方式か一問一答方式かの選択制を試行的に導入。
	市政記者クラブ室へのモニター中継	3月定例会から、本会議の生中継を実施。
	議案説明会や全員協議会の公開	原則公開とするが、個人情報等の協議に関しては、その都度会議に公開か非公開かを諮り決定する。 傍聴者定数は12人とするが、説明員席に空席がある場合は、できる限り傍聴席として使用。 6月定例会から、議案説明会、全員協議会、議会報編集委員会などの法定以外の任意設置の会議を原則公開とし、可能なかぎり直接傍聴できる体制を整備。
	インターネットによる本会議の生中継と録画配信	6月定例会から、市議会ホームページで、本会議の生中継と録画で配信を実施。（県内12市議会で初の導入）
	傍聴環境の整備	6月定例会から、第1会議室における会議（常任・特別委員会、全員協議会、議案説明会）の傍聴定員を定数12席に加え、理事者席の空席で傍聴を許可し、可能な限り傍聴者席を確保。
	一般質問の一問一答式の本格導入	6月定例会から、一般質問の一問一答式を本格的に実施。（県内12市議会で初の導入）
	委員会会議録速報版を市議会ホームページに掲載	6月定例会から、委員会会議録の校閲前原稿を速報版を市議会ホームページで公開。（県内12市議会で初の導入）
	会期日程の早期公表	9月定例会から、招集告示日の1ヶ月前に市役所と市内公共施設の掲示板、ホームページ、情報レストラン（電話案内）、市広報紙で会議の予定を事前に公表・周知。
	議会報に議決結果の一覧を掲載	定例会での議決結果を周知するため、議会報に一覧表で掲載。
20	議会改革に関する検討会の設置	議会の活性化と改革を推進していくため、正副議長により作成された50項目の改革のための検討課題を協議する会議体を設置。 市民参加・広報部会、行政監視部会、議会活性化部会を設置し、50項目の改革のための検討課題を振り分け、専門的に協議を行う。
	議会運営委員会・常任委員会の視察の見直し	委員会視察に関する取扱指針を策定し、当該指針に基づき6月定例会から実施。 政務調査費による視察については、「政務調査費の取り扱いについて（平成13年6月26日全員協議会）」の申合せ事項の改正案に基づき、6月定例会から実施。
	常任委員会におけるテーマ別調査の実施	常任委員会において、市政の課題についてテーマを定め調査し、政策提案を行えるよう、テーマ別調査運用指針を策定し、当該指針に基づき試行的に6月定例会から実施。
	各種審議会など附属機関の検討内容の議会報告	審議会等の開催の都度、会議資料及び会議録（閲覧用、コピー用の2部）を理事者側から議会事務局に送付を受け、事務局は、図書室に審議会等ごとに資料、会議録をファイリングし配置。
	政務調査費の収支報告のインターネット公開	1年に1回収支報告書をインターネットにより公開。
	議長交際費の使途のインターネット公開	1年に1回、議長交際費の収支報告書をインターネットにより公開。
21	議員研修会の開催（政策立案、審議機能、監視機能の強化）	議員研修に関する取扱指針を策定し、当該指針に基づき実施することを確認。
	生駒市政治倫理条例の制定	議員及び理事者における、政治倫理基準を明確化するための条例の制定。
	生駒市政治倫理条例施行規則・規程の制定	同条例の施行規則・規程の制定。
	自由討議	委員会における自由討議に関する運用指針を策定し、当該指針に基づき実施することを確認。
	予算審査特別委員会の設置	新年度予算案については、常任委員会で分割して審査されていたが、議案不可分の問題に対応するため、予算審査特別委員会を設置。
22	議会ホームページへ議長の日程を掲載	当月の1日に当月分の議長の日程を掲載。（平成22年9月7日から）
	議会報のリニューアル	平成22年11月1日号から議員個人の表決 一般質問の掲載方法の見直しを実施。
	専決処分の抑制	理事者から議長に対し、地方自治法第179条の規定に基づく、専決処分の申入れがあった場合は、内容と会議を開催する時間的余裕がない理由を説明した資料を全議員に配布し、各会派で検討のうえ、議会運営委員会で了承するかどうかの判断をし、協議結果は、全員協議会で周知。
	市民との意見交換	議員報酬及び定数の在り方について、市民の意見を直接聴取するため、12小学校区ごとに「市民のみなさんとの意見交換会」を開催。
23	議会改革特別委員会の設置	議会基本条例の制定を目指し、基本条例の条文構成に必要な15項目について協議する特別委員会（委員10名）を、2年間の时限で設置し、集中的に調査・検討を実施。
	会期日程の早期公表	9月定例会から来年3月定例会までの会期日程案を議会運営委員会で決定し、議会報、市広報、市役所と市内公共施設の掲示板、ホームページで公表・周知。（翌年度からは、年当初に翌年3月定例会までの1年間の会期日程を公表・周知。）

議会改革の足跡（平成24年～平成29年4月末現在）

実施年	項目	取組内容
24	議会報告会の開催	議会改革特別委員会の中で協議している「市民との対話」を具現化するため、試行的に議会報告会を開催。
	生駒市議会災害対策本部設置要綱・災害対策行動マニュアルの策定	災害発生時における議員の対応を明確化するために、生駒市議会災害対策本部設置要綱と、災害対策行動マニュアルを策定。
	決算審査の見直し	決算審査時に事業評価を実施することから、6月定例会で決算審査特別委員会を設置して、同委員会で事業評価の対象事業を選定するとともに、9月定例会中の決算議案審査後に事業評価を実施。
	委員会インターネット中継	9月定例会(9月24日都市建設委員会)から第1会議室と第2会議室の常任委員会、特別委員会、議会運営委員会の中継を実施。(これに併せて、委員会会議録速報版の掲載を廃止。)
25	広報広聴委員会の設置	議会報及び市議会ホームページの編集等並びに市民懇談会に関する事項について、協議又は調整を行うための場として「広報広聴委員会」を設置。
	予算委員会を常任委員会化して設置	議案不可分の問題に対応するため、新年度予算議案は特別委員会を設置して審査に当たっていたが、補正予算議案の提案頻度も多いことから、予算に関連する議案を一体的に審査できる会議体として、予算委員会を常任委員会化して設置。
	生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例の制定	地方自治法第96条第2項の規定に基づいて、総合計画の策定、変更及び廃止する場合を議決事件とともに、パブリックコメントを実施する計画や方針について、議会への報告義務を規定する条例の制定。
	市民懇談会の開催	前年の議会報告会での実施状況を踏まえ、参加市民とワーキング形式による意見交換を採用して開催。(以後、基本条例逐条解説において、年1回以上の開催を明記し、継続的に開催。)
	生駒市議会議会基本条例の制定	議会改革特別委員会での2年間の検討事項の協議を経て、これまで取り組んできた事項を規定するとともに、議会の役割や運営を明確化するための条例の制定。
26	電子表決システムの導入	本会議場における表決状況を明確化するために導入。
27	予算委員会に係る運営指針の策定	予算委員会に付託する議案と審査方法を明確化。
	委員会審査における議案審査に係る資料請求	議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、委員会に審査を付託された議案に対して、審査に必要であると考える資料を請求する仕組みを構築。
	議会の委任による専決処分の事前報告	地方自治法第180条の規定に基づき指定した専決処分を行う場合、議長に対し、専決処分を行う旨の報告を事前に行い、議長が専決処分前に説明が必要と認めた場合、当該案件を所管する常任委員会において事前説明を受ける仕組みを構築。
	災害対策委員会の設置	市議会災害対策本部設置要綱及び市議会災害対策行動マニュアルに基づく、災害対応に係る訓練等について協議又は調整を行うための場として「災害対策委員会」を設置。
28	決算審査に係る資料の提出	議会基本条例第9条第3項の規定に基づき、平成27年度決算審査から、事業別決算明細書及び事業別決算額調書(政策的経費)の提出を求め、決算審査特別委員会での審査に活用。
	陳情書等の取扱基準・手順の策定	陳情書等を、所管する常任委員会で審査するための取扱基準と手順を策定。(平成29年6月定例会から運用)
	常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針の策定	予算委員会を除く常任委員会で実施される、所管事務調査を通して政策提案が行えるよう、所管事務調査に関する運用指針を策定。
	人事議案に対する討論の実施	討論の発言通告書における発言の要旨に、人選方法に起因することを明確に記載することを条件として、人事議案に対する討論を認めることを決定。
	議案説明書の配布	執行部が、議案説明会で説明された議案内容の提供を受け、議案説明会以降に、議案提案説明書として、議員に配布。
29	市長施政方針の配布	市長施政方針に対する一般質問を行えるよう、平成29年3月定例会から「市長施政方針」を議案説明会以前に配布。
	政務活動費の支出に関する証拠書類のインターネット公開	政務活動費の支出に関する証拠書類については、請求に基づき閲覧のみの対応としていたが、平成28年度交付分からインターネットにより公開。
	議会ホームページ・議会報のリニューアル	議会ホームページは、4月1日から、また、議会報については、5月15日号から、デザイン変更を行うなど、全面リニューアルを実施。